

バータイプデイライト「DRLB2」に 適用される保安基準について

バータイプデイライト「DRLB2」は、保安基準 第42条「その他の灯火等の制限」に準じて設計された保安基準適合品です。
適用される基準については、下記表をご参照ください。

	適用される保安基準	DLRB2
灯火分類	保安基準 第42条 「その他の灯火等の制限」	デイライト(昼間走行灯)の基準には満たないため、「その他の灯火」が適用されます。
光度(明るさ)	300cd以下	約50cd(弊社測定値)
灯火の色	赤以外	白(色温度:約8000K)
取付位置	車両前方であれば特に規定なし。	フロントグリルに取付け。
点灯条件他	点滅及び光度が増減しないこと。	ACC電源又はIG電源に連動。
突起の規定	直径100mmの球体を静かに押し当てたとき球体の接触することができる部分に半径2.5mm未満の角部があってはならない。	適合しています。

詳細は、国土交通省 道路運送車両の保安基準をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html